平成２４年（フ）第５６５８号
大阪府八尾市太田新町２丁目102番地の１　ベルメゾン201号
債務者　山本　利昭
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６６０号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号、住民票上の住所大阪市西成区山王２丁目３番２号
債務者　玉野　兼治
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６６１号
大阪府守口市西郷通２丁目２番21号
債務者　東　　秀明
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６６２号
大阪府四條畷市美田町４番14号
債務者　中津　才子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６６６号
大阪府高槻市栄町２丁目35番４号
債務者　森口　時雄
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６７０号
大阪市淀川区田川北１丁目５番26―202号
債務者　薦田キミ子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１８号
福岡県飯塚市相田294番地27　市営清水谷住宅10棟1021号
債務者　香川　和代
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１２０号
福岡県飯塚市中350番地９　寿荘21号、住民票上の住所福岡県飯塚市片島２丁目９番15号
債務者　渋谷　　昇
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３０号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦2442番地２
債務者　坂本　龍也
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
北海道岩内郡岩内町字東山８番地の１　東山団地３号棟408号
債務者　池田　公夫
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第２５号
北海道古宇郡泊村大村堀株村26番地
債務者　吉田　五月（旧姓加藤・町田）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第２７６号
福井県越前市常久町第７号２番地の１　神山マンション203、旧住所福井県越前市行松町１丁目４番地の１
債務者　田中　克己
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
福井市江端町503番地
債務者　松谷　　勉
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３００号
福井市春日３丁目1606番地　プラセール春日301号
債務者　山田　泰史
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
福井県坂井市春江町石塚第52号15番地
債務者　松浦　二行
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
福井県坂井市春江町石塚第52号15番地
債務者　松浦　文江
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
福井県鯖江市南井町第８号178番地
債務者　梅田　　貢
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで　福井地方裁判所民事部破産係